

令和2年度総務省インターンシップ実施要領

令和2年5月29日
総務省大臣官房秘書課

1. 趣旨

本要領は、大学、大学院（以下「大学等」という）に在籍する学生を対象として、総務省において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、実習生の資格要件、サービス、その他必要事項を定めるものである。

2. 実習の目的

本実習は、大学等の学生を総務省において実習を行わせることにより、学生の職業意識を高めるとともに、総務省の行政について理解を深めることを目的とする。

3. 実習生の資格要件

実習生は、原則として大学等の学生であり、日本国籍を有する者のうち、意欲、成績、人物素行等に優れ、サービス規律等を遵守することが確実であるとして大学等が推薦した者とする。

4. 実習期間

実習期間は、原則として、令和2年8月17日から9月25日までの3日間から1週間程度とし、具体的日程については、インターンシップの実習生（以下「実習生」という）を受け入れる課室（以下「受入課室」という）の実情により総務省大臣官房秘書課長（以下「秘書課長」という）が決定する。

5. 実習時間

実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後6時15分までとする。ただし、受入課室が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、実習時間を変更することができるものとする。

6. 実習場所

実習場所は、原則として総務省本省（千代田区霞が関2-1-2）とする。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行等の状況に鑑み、実習場所の変更や、オンラインのみでの実習への切り替え等を行う場合がある。

7. 実習生の受入れ

- (1) 総務省は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に「履歴書(様式1)」及び「調査票(様式2)」を提出する。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、「総務省インターンシップ推薦申込書(様式3)」を令和2年7月3日(金)までに秘書課長宛に提出する。
- (4) 総務省は、6に定める実習場所の変更等があった場合には、令和2年7月中旬を目処にインターネット上で告知し、あわせて様式3を提出した大学に通知する。
- (4) 総務省は、大学等の推薦に基づき、令和2年7月29日(水)までに受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (5) 実習生の受入れにあたっては、各大学等の就職担当部局の長と秘書課長との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した覚書を締結する。覚書の内容は別添1を基本とするが、6に定める実習場所の変更等が発生した場合には、総務省が新たに指定する内容で覚書を締結する。
- (6) 実習生は実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約(別添2)をする。

8. 実習に係る費用

総務省は、実習生に対し、賃金、報酬、手当及び交通費その他の費用を支給しない。

9. 服務等の取扱い

- (1) 実施期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等をかんがみ、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 上記(1)に該当する場合の他、実習生が本実施要領に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。
- (3) 実習生の懲戒に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。
- (4) 実習の欠勤は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。
- (5) 実習生は、上記(1)により実習を欠勤する場合は、事前に受入課室の実習指導官(以下「指導官」という)に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに指導官に連絡することとする。

10. 秘密の遵守

- (1) 実習生は実習中に知り得た秘密(国家公務員法第100条に定めるもの。)を部外者に(大学等を含む。)実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。
- (2) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に総務省の承認を得なければならない。

11. 災害補償等

大学等は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくは左記に類する保険に加入させなければならない。実習生が関係者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償することとする。

12. その他

- (1) 実習の実施について、疑義が生じた事項については、総務省と大学等が協議した上で決定する。
- (2) 地方支部局等で独自に実習を企画及び実施する場合には、実習の実施に関し必要な事項は、当該実習機関において別に定める。

13. 応募及び問い合わせ先

総務省大臣官房秘書課インターンシップ担当 (担当:榎戸、永田)

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話:03-5253-5072(直通)

FAX:03-5253-5078

E-mail: setsumeikai@soumu.go.jp